



なはの水

vol.22
2015.2



-目次-

- 水道管の工事って?? P1
- 定期水質検査結果について P2
- 漏水防止のお仕事 (計画調査) P3
- 漏水による水道料金等の減免制度について P5
- 水道料金等のお支払いは、便利な口座振替で P6
- トイレの水洗化は3年以内に! P6
- 水洗化の改造工事に対する補助について! P6
- 悪質業者にご注意ください!! P7
- 下水道工事 (汚水) について P8
- 震災等に備えた防災活動!! P9
- 上下水道モニター活動紹介・クイズ P10
- 有料広告掲載 P11

写真
夏祭りin那覇「一万人のエイサー踊り隊」
打ち水オープニングセレモニー



「みずフラッサ」は
那覇市上下水道局庁舎の愛称です。

発行 那覇市上下水道局
所在地 〒900-0006 那覇市おもろまち 1-1-1
<http://www.water.naha.okinawa.jp>

再生紙を使用しています。



水道管の工事って??

上下水道局では、古い水道管や地震に弱い水道管を地震に強い水道管（耐震管）に取替えていく工事を順次進めています。

今回、水道管の布設替工事はどんなものなのか、簡単に紹介します。

- 1 水道管の布設替工事は、まず既設管や他埋設管の位置を確認する試験掘りから始まります。
- 2 水道管のラインが決定するとアスファルトにカッターを入れて剥ぎ取りやすくします。
- 3 掘削機械で掘削！！低騒音機械を使用し、可能な限り重機音を軽減しながら作業を進めます。
- 4 古い水道管を撤去します。写真の管は戦後米軍により布設されていた管です。
- 5 古い水道管を撤去後、道路に凹凸ができないようしっかり締固めて埋戻します。
- 6 仮舗装をして工事時間以外は交通規制解除。交通の便を妨げないように努めます！！
- 7 古い水道管を全て撤去した後、再度③の掘削作業をして、新しく地震に強い水道管を布設します。
- 8 新しい水道管を布設した後に、まとめて本舗装をして水道管工事が終了します。
- 9 完成。



交通規制中の誘導状況

水道管の工事の際には、交通規制や重機音等が発生し市民の皆さまにご迷惑をおかけしますが、公共工事へのご理解とご協力をよろしくお願い致します。また、交通量の多い場所では渋滞を避けるため夜間工事で行うこともありますので併せてご理解とご協力をよろしくお願い致します。

安心安全な水を安定的に皆さまへご提供できるよう、引き続き取り組んでいきます！

耐震化率情報

平成26年3月時点での主要な管路の耐震化率(主要な管路の延長における耐震管の延長の割合)は、約19.3%となっており、今後も引き続き耐震管の整備を進めていきます。

※「なのはの水」10月号で耐震化率を19.9%と誤記載していました。お詫びして訂正致します。

【お問い合わせ】 工務課 TEL:941-7807



定期水質検査結果について

上下水道局では、水道法第4条に基づく水質基準に加えて水質管理目標設定項目（一部）と自主的に行う項目も含めて70以上の項目を検査しています。毎日、市内10ヶ所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。

下表に平成26年度に実施した水道水の全基準項目検査結果を掲載しています。詳しい検査結果や最新の結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上10ヶ所中4ヶ所の結果を掲載しています。

上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められませんでした。水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

法定基準項目

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水）				備考
			県企業局西原浄水場系統		県企業局北谷浄水場系統		
			末吉公園	小祿南風公園	天久ちゅらまち公園	壺川中公園	
1	一般細菌	100個以下/mL	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.09	0.08	0.28	0.28	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	硼素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.02	0.04	0.04	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.0001	<0.0001	0.0004	0.0004	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.07	0.07	0.10	0.10	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.003	0.005	0.004	0.005	
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.002	0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.014	0.016	0.013	0.018	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27	ジトリハロメタン	0.1mg/L以下	0.030	0.037	0.030	0.041	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	0.011	0.007	0.011	
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.005	0.005	0.006	0.007	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.001	0.001	<0.001	0.001	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.034	0.036	0.037	0.042	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.001	0.001	0.002	0.002	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	17.8	17.7	25.4	25.4	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	27.3	28.0	30.8	31.3	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	32	33	61	62	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	104	114	138	155	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42	シエオスミン	0.0001mg/L以下	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	
43	ジメチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
45	フェニール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素の量）	3mg/L以下	0.8	0.7	0.8	0.9	
47	pH値	5.8以上、8.6以下	7.3	7.4	7.4	7.4	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	残留塩素	0.1mg/L以上	0.7	0.7	0.7	0.6	

表中の<（数値）は、（数値）未満の意味です。

水質検査の採水箇所（10ヶ所）

1 末吉公園	5 安謝東公園	9 壺川中公園
2 首里崎山公園	6 天久ちゅらまち公園	10 上間中央公園
3 具志宮城南公園	7 繁多川交番	
4 小祿南風公園	8 小祿どんぐり公園	

毎日行う水質検査項目

No.	検査項目	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	色（色度）	日1回	日1回	法定検査項目（省略不可）
2	濁り（濁度）			
3	消毒の残留効果（残留塩素）			
4	pH値	日1回	性状確認のため	
5	臭気			
6	水温			
7	電気伝導率			
8	味	平日1回	問い合わせが多いため	
9	硬度			

採水の様子



各採水箇所の蛇口

水質検査の様子



上下水道局水質試験室

【お問い合わせ】 配水課 TEL:941-7806



漏水防止のお仕事～計画調査～



計画調査について

漏水は、主に老朽化した水道管が腐食などの要因で破損を起こすことにより発生します。地表に噴き出す漏水や露出する管で発生する漏水は、パトロールや市民通報などから早期に発見されますが、地表に現れない漏水は発見が遅れ、時には道路陥没などの事故の要因となることもあります。また、腐食などにより漏水が発生した管路では、近くで再び漏水が発生する可能性があります。

このような潜在する漏水を防ぎ、水資源の損失防止、事故の未然防止のため、上下水道局においては、毎年職員及び漏水調査業務委託業者により市内一円を計画的に調査しております。

今回は計画調査をどのように行っているかをご紹介します。

主な漏水箇所と音聴調査箇所

① 弁栓音聴調査

消火栓、仕切弁等に音聴棒をあて、漏水音を聴きとります。離れた場所でも聴き取ることができ、漏水が発生している可能性のある地域の絞り込みを行うことができます。



仕切弁音聴



消火栓音聴



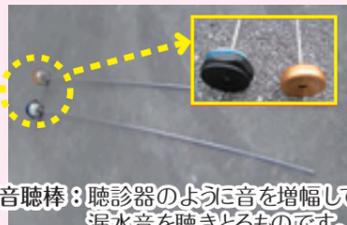
開閉時に回すバルブ等に音聴棒をあて、漏水と思われる音を聴き取ります。

② 戸別音聴調査

各家庭へ水を供給する給水管、水道メーターに音聴棒をあて漏水音を聴きとります。

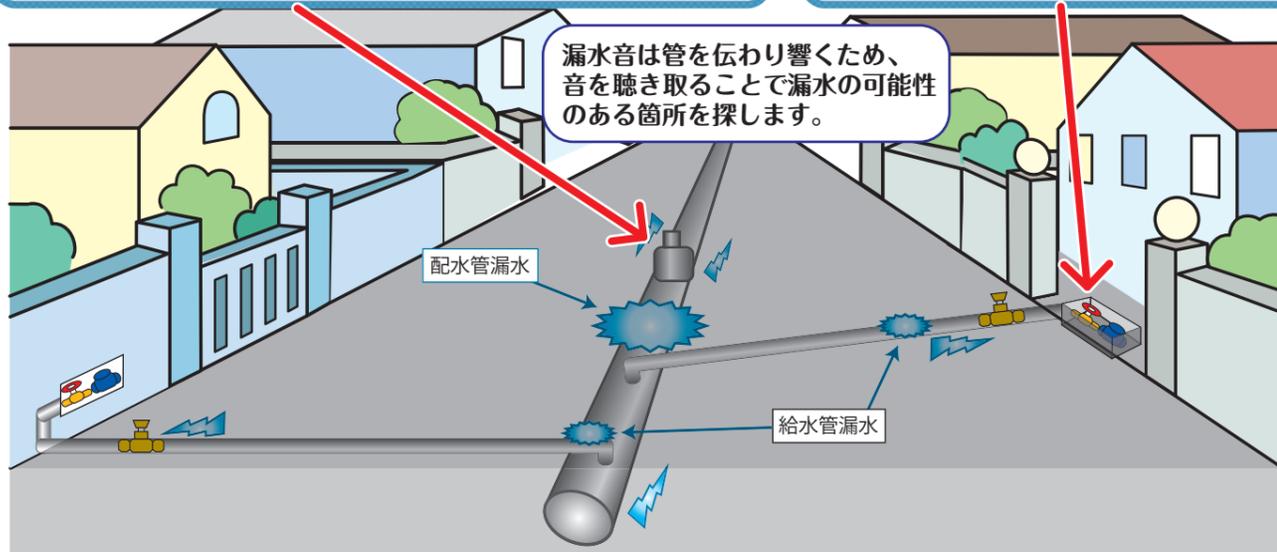


メーター音聴



音聴棒：聴診器のように音を増幅して漏水音を聴きとるものです。

漏水音は管を伝わり響くため、音を聴き取ることによって漏水の可能性のある箇所を探します。



【お問い合わせ】 管理課 TEL:941-7805

💧💧💧 限りある 水資源を 大切に! 💧💧💧

③ 確認調査

漏水の疑いのある箇所が発見された場合、位置特定のために確認調査を行います。

(1) 管理設箇所の確認

図面で管の埋設状況を確認し、鉄管探知機を使用し正確な管の位置を確認します。



本管ライン探知作業



鉄管探知機：管に磁気を帯びさせ、埋設位置の探知を行うものです。

(2) 漏水箇所の特定方法

○漏水探知機

漏水探知機を使用し、漏水音の最も大きい箇所を探し出します。

その際、ボーリングを行い漏水による溜まり水を噴出させ、噴出音の音聴及び目視確認する作業も行います。



路面音聴



漏水探知機：音聴棒より正確に漏水音をとらえるための機械です。

○相関式漏水探知機

漏水音の響く2箇所の消火栓、仕切弁に子機を設置し、それぞれから漏水音の大きな箇所を探すことにより、より正確に漏水箇所を特定することができます。



子機設置、漏水箇所測定



相関式漏水探知機

おわりに

このような調査の結果、漏水を早期に発見し修繕することができ、貴重な水資源の損失防止、漏水による道路陥没などの事故の未然防止へつなげることができます。

市民の皆様へ漏水調査へのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

上下水道局では漏水調査業務を委託する際に、作業員には身分証明書の携帯を義務付けております。

調査の際にはご理解とご協力をよろしくお願い致します。



身分証明書

住所	〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
有効期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
上記の者は那覇市上下水道局の委託を受けて、漏水調査作業に従事している者であることを証明する。	
那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁長 聡 印	

鉛給水管の取替工事等への協力依頼について

道路に埋設されている配水管から各家庭の水道管（蛇口）までの間の給水管の一部（主に水道メーターの前後など）に鉛でできた給水管が使われている場合があります。この鉛給水管中に長時間水が溜まると、ごく微量ですが水中へ鉛が溶け出すことがあります。

平成25年度末で鉛給水管の解消率は99.4%となっており、上下水道局では今後も引き続き鉛給水管取り替えに取組んでまいります。皆様のご家庭で鉛給水管の疑いがある場合は、上下水道局管理課までお電話ください。

なお、取り替えにかかる工事費用については上下水道局負担となっております。また、鉛給水管の家庭では、朝一番など長時間使用していなかった蛇口から水を使う場合、最初に給水管内に溜まっていた水（バケツ一杯程度）をしばらく出しておいて、庭木にまくなど飲用以外に利用することをおすすめします。



漏水による水道料金等の減免(漏水減免)制度について

給水管の老朽化等が原因で漏水が起こり、水道料金が高額になってしまったりびっくり、なんてことはありませんでしたか？漏水した箇所によっては、水道料金等を減免できることがあります。

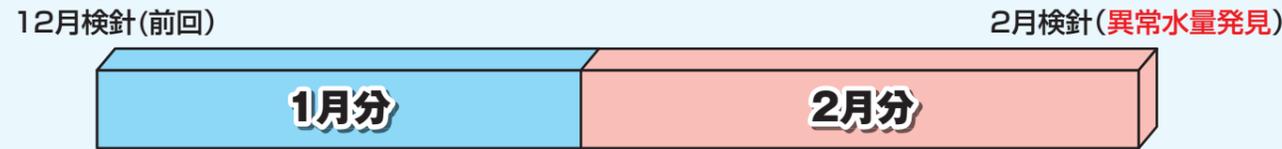
漏水減免が適用できるのは、水道利用者等が給水管等の設備を善良なる管理者の注意をもって管理していたにも関わらず漏水があった場合です。

原則として、**埋設配管(目に見えない箇所の配管)部分で漏水した場合**が減免の対象となります。
手続きについては、上下水道局お客様センターの窓口にて印鑑ご持参の上で申請していただき、上下水道局はその内容を審査した上で減免の可否を決定いたします。また、漏水箇所が完全に修繕されたかを確認する必要がありますので、修繕工事の領収書等をご持参ください。

(減免対象期間)

漏水による使用水量の増加(異常水量)を発見した検針月とその前月分が対象となります。

(例) 2月検針で異常水量を発見した場合は、1月と2月分の料金が減免対象



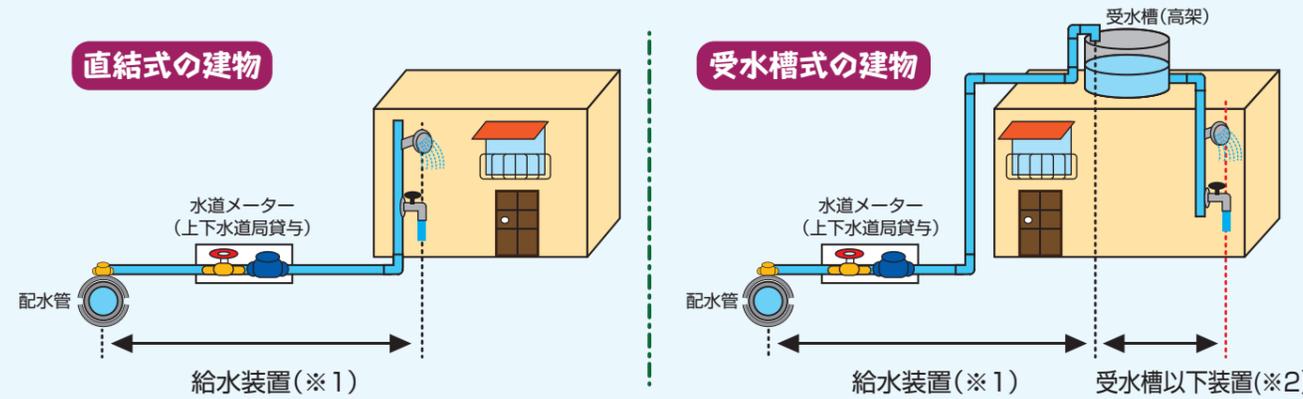
(漏水量の認定と減免の割合)

当該月使用水量－平常の使用水量(前回水量又は前年同月水量)＝認定漏水量

- ① 給水装置(※1)の漏水で発見が困難な場合⇒漏水量の75%減免
- ② 受水槽以下装置(※2)の漏水で発見が困難な場合⇒漏水量の50%減免
ただし、申請日の1年以内に減免を行ったことがある場合は、漏水量の25%減免
- ③ メーターの取付不備、上下水道局の工事を原因とする漏水の場合⇒漏水量の100%減免
※ただし、メーター口径が40ミリ以上の事務所、事業所及び官公庁は異なる基準で算定します。詳細については上下水道局お客様センターへ直接お問い合わせください。

(給水装置とは?)

給水装置とは、需要者(給水装置所有者等)が水道水を受水するために、上下水道局の配水管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいい、受水槽を設置しない直結給水の建物については蛇口まで、受水槽を設置する建物については受水槽に給水する給水用具までをいいます。



上下水道局では、検針の際に異常水量を発見した場合は、お客様と立ち会いした上で説明を行い、ご不在の場合は上下水道局へのご連絡を案内するためのステッカーを投函しています。

漏水があったが減免の対象になるかどうか分からない等、ご不明な点については、お客様センターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ】お客様センター TEL:941-7844

水は大切な資源です。漏水かな?と思ったら管理課(TEL:941-7805)にご連絡ください。



水道料金等のお支払は、便利な口座振替で

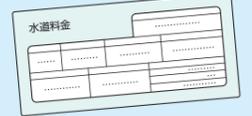
水道料金等の支払い方法は、口座振替又は納付書(ハガキ)での支払がありますが、上下水道局ではお客様の利便性を高め、また納め忘れを防ぐため口座振替をお勧めしています。

一度お手続きをすれば自動的に口座から引き落とされるので、納付書を探したり、金融機関等に出向いたりといった手間が省けて便利です。**お近くの金融機関の窓口で、直接お申し込みができます。**

※振替口座を変更する場合は、新しい振替先の口座の金融機関でのお手続きが必要となります。

口座振替の手続に必要なもの

- ① ご希望の口座の預金通帳(今までの口座から変更したい場合は、新しい通帳)
- ② ①の通帳届出印鑑(銀行印)
- ③ 水道番号がわかる書類(検針票や今までの納付書など)
※水道番号が不明な場合は、お客様センターへお問い合わせください。



上記3つを金融機関の窓口にお持ちいただき、備え付けの「口座振替依頼書」を提出すれば手続完了です。(振替開始はお手続日から1ヶ月前後かかります。なお、その間は納付書でのご請求になることがありますので、あわせてご了承ください。)

振替日 毎月5日(5日に振替できなかったお客様のみ毎月20日に再振替)

※土日祝日等、金融機関が休みの場合は翌営業日の振替となります。

【お問い合わせ】お客様センター TEL:941-7804

トイレの水洗化は3年以内に!

上下水道局が公共下水道の供用(処理)開始を公示すると、汚水を処理すべき区域(処理区域)内の建築物所有者は下水道を使用する義務が生じます。

- ① **くみ取便所の建築物所有者**
台所、風呂場などから出る汚水を公共下水道に放流させるため、遅滞なく排水設備を設置し、また、くみ取便所は処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に、水洗便所に改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)
- ② **浄化槽便所の建築物所有者**
台所、風呂場等の汚水については、くみ取便所の場合と同様です。また、浄化槽も処理開始公示の日から3年以内に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流させるようにしなければなりません。(那覇市下水道条例第24条第1項)

水洗化の改造工事に対する補助について!

- ① **生活扶助世帯補助(持家)**
生活扶助世帯のくみ取便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は工事の全額を補助します。
- ② **障がい者世帯補助(持家)**
重度の障がい者世帯のくみ取便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費を25万円以内で補助します。
- ③ **低地帯建物の下水道接続補助(持家)**
建物が道路より低い位置にあり、水中ポンプを使用しなければ下水道へ接続できない場合ポンプ設置工事費を3/5の額で30万円以内を補助します。
- ④ **低所得世帯補助(持家)**
既存家屋(持家)のくみ取便所や、浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする低所得世帯に対して、工事費用を補助します。

※①～④の補助は、いずれも予算の範囲内で交付するものであります。(新築は該当しません。)

【お問い合わせ】料金サービス課 排水設備係 TEL:941-7810



水は大切な資源です。漏水かな?と思ったら管理課(TEL:941-7805)にご連絡ください。



ニセ上下水道局職員・悪質業者にご注意ください!!

最近、「上下水道局の職員です。」「上下水道局から委託されて来ました。」など、上下水道局職員や上下水道局から委託された業者を装って、ご家庭の水道・下水道の点検・修理・清掃を強要し代金を請求するという事例がおきています。

手口の一例

水道給水装置の場合

- 事例①** 水道水に試薬を入れ、「色が変わった。」と不安をあおり浄水器や軟水器の購入を持ちかける。
- 事例②** 「水道水の安全性の検査を行っています。」と、勝手に試薬等で検査を行い、検査手数料を請求する。
- 事例③** 突然に家庭を訪問して、「漏水工事を行う必要がある。」とか、「ボールタップ(貯水槽の水位を調整する装置)が故障しているので、急ぎ修理したほうがいい。」と修理を行い、高額な修理代金を請求する。

下水道排水設備の場合

- 事例①** 上下水道局の者だと名乗り、「この地域一斉に排水設備の点検を行っている。宅地内の排水を点検させてほしい。」と点検作業を迫る。
- 事例②** 勝手に宅地内の設備柵を開けて「宅地内の下水道が詰まっている。」又は「宅地内の下水道がゴキブリなどの害虫でいっぱいなので清掃が必要です。」と強引に清掃を迫る。
- 事例③** 突然訪問して「下水道の清掃を行ったので、代金を払ってください。」と代金を要求する。



宅地内の給水装置・排水設備は個人の費用で設置し、管理していただいております。
上下水道局では、職員や局の委託業者が上記のような宅地内の修繕・清掃等の業務は行っておりませんのでご注意ください。
少しでも不審に思われた時には、身分証明書の提示をお求めになるか、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】
料金サービス課 給水工事係・排水設備係
TEL: 941-7810



下水道工事（汚水）について

上下水道局では、昭和41年に琉球政府の事業認可を受け、現在の事業認可面積に対する汚水整備率は約90%、汚水普及率は約97%(汚水処理施設の処理人口/市の人口)となっております。事業着手時に布設した管渠については、約49年が経過しており、管渠の標準的耐用年数(50年)を迎えようとしています。また、全体の約52%にあたる約300km以上の管渠(昭和56年以前の管渠)は、布設後30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。



汚水から発生する硫化水素の影響を受け易い鉄筋コンクリート管は、約460kmであり全体の約80%を占めています。現在、鉄筋コンクリート管から腐食に強い塩化ビニル管への取替えを進めており、今後ますます取り替え工事(布設替え)の必要性が高まってくると予想されます。

下水道工事の主な改築工法種別

下水道工事にもいくつか工法があり、以下の3つが主な工法です。

- ・開削工法・・・道路を掘削して、古い管を撤去し、新しい管を布設する工法です。施工精度も高く、最も一般的な下水道工事の施工方法です。
- ・管更生工法・・・古い管の中で特殊な材料を膨らませ、密着させて既設と一体となった管を形成する工法です。道路を掘削せずに施工ができるのが特徴ですが、基本的に埋設物が密集していたり地中深くに管があり開削工法が行えない場合の工法となります。
- ・推進工法・・・専用の機械で地中を貫通させ、新しい管を推し進めて通していく工法です。この工法も道路を掘削せずにできますが、現場における土質などの施工条件があります。

開削工法の紹介

下水道工事の一例を写真でご紹介します。開削工法(布設替え)は、以下のとおりです。



工事の影響で事故が起きるのを防ぐために、必要な箇所においては必ず誘導員を配置し、事故を未然に防ぐように努めています。また、交通量の多い国道、県道等は渋滞を避けるために夜間工事で行うこともあります。下水道工事は、開削工法で行うことが多く道路交通の規制や夜間工事等がどうしても必要になり、市民のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



【お問い合わせ】 下水道課 TEL:941-7808



震災等に備えた防災活動!!

上下水道モニター活動紹介



1. 平成26年度那覇市上下水道局防災訓練&那覇市総合防災訓練

上下水道局防災訓練は、那覇市上下水道局危機管理計画マニュアルに基づく実効的な災害対策活動(応急活動)が実施できるよう初動体制の確立を訓練すると共に、職員の地震災害等に対する危機管理の意識付けを図ることを目的に平成22年度から毎年実施しており、年々訓練の質とレベルを上げて実施しております。また、平成25年度からは那覇市総合防災訓練と併せて実施することで那覇市地域防災計画との整合性を図り、市行政全体としてより実質的な訓練を目指しております。訓練について以下のとおり紹介させていただきます。

★訓練7つの柱・訓練の様子

1. 参集伝達訓練
2. 参集訓練
3. 災害対策本部設置訓練
4. 災害対策本部会議訓練
5. 各班作業計画策定訓練
6. 班別作業訓練
7. 協定団体連携訓練



↑ 対策本部会議(参集状況)



↑ 対策本部会議(応急給水計画説明)



↑ 給水車による応急給水



↑ 仮設給水栓設置



↑ 仮設給水栓による応急給水

2. 日本水道協会九州地方支部合同防災訓練

九州地方支部管内において大規模な地震が発生した場合の相互応援体制を確立するために平成24年度(福岡市開催)、平成25年度(熊本市開催)、平成26年度(宮崎市開催)と九州地方支部の合同防災訓練を実施しています。



↑ 応援本部参集状況



↑ 給水車出動態勢



↑ 給水車出動



↑ 小学校での給水車による応急給水



↑ 訓練用模擬管破損



↑ 応急復旧訓練

上下水道モニターって??

上下水道局では、上下水道事業への理解を深めていただき、サービスの向上と効率的な事業運営の推進を目的として、平成10年度から毎年、市民を対象とした「上下水道モニター活動」を実施しております。

主な活動として、モニターの皆さまからの上下水道事業に関する疑問などにお答えするモニター会議(年3回)や施設見学(泊配水池・北谷浄水場・海水淡水化施設・倉敷ダム・那覇浄化センターなど)を実施しています。

モニター活動を通して、市民の皆さまのご意見やご要望を把握し、今後の事業運営に反映させるよう取り組んでおります。



← モニター会議の様子



← 上下水道局
水質試験室を見学



← 水道水の煮沸実験



← 水の飲み比べ実験

施設見学会

泊配水池・北谷浄水場・海水淡水化施設・倉敷ダム・那覇浄化センターなど、県内の上下水道施設見学会を行いました。参加されたモニターの皆さまからは、「沖縄の水道水は水道施設及び水質の管理がしっかりしており、安心して飲める水だと分かった!」「私たちの家庭に届くまで、水の巡る仕組みが分かった」といった感想をいただきました。



← 泊配水池の内部に感動!



← 昼食タイムに倉敷ダムにて記念撮影



← 海水淡水化施設

上下水道モニター募集は、毎年4月初旬より、上下水道局HPや広報誌「なは市民の友」、ポスター・チラシなどで行っております。多くの市民の皆さまの応募をお待ちしております!

【お問い合わせ】総務課総務係 TEL:941-7801

クイズ に答えて図書カードをもらおう!

ヒント

2ページをよく見てね。答えがかかっているよ。

Q 上下水道局では、供給する水の安全性を確認するために水質の毎日検査を行っており、市内()ヶ所で水道水を採水しています。

A 次の3つからお選びください。(ア)3 (イ)7 (ウ)10

あて先 〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局総務課 FAX:941-7821 Eメール:soumu@water.naha.okinawa.jp

締切 平成27年3月20日(金) ※当日消印有効

正解が分かった方は、ハガキかFAX、Eメールで

- ①解答
- ②住所
- ③氏名
- ④電話番号
- ⑤本誌の感想をご記入のうえ、左記の宛先までご応募ください。正解者の中から抽選で10名様に図書カード(1,000円分)を贈呈します。当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

※ご応募の際に得た個人情報は、当選者への賞品の発送以外に使用することはありません。



あなたの暮らしのパートナー



水道・下水道、水まわりのトラブルの早期解決に
お役立て下さい!! (各ご家庭で保管して、ご活用下さい!!)



※このページは指定店を対象とした **有料広告** となっています。

【旧那覇地区】

- 株式会社 クリエイトES (上) (下)
TEL: 863-0085
- 三栄工業 株式会社 (上) (下)
TEL: 868-0191
- 株式会社 シンテック (上) (下)
TEL: 867-1111
- 砂川設備工業 株式会社 (上) (下)
TEL: 951-2214
- 株式会社 太閤建設 (上) (下)
TEL: 951-0885
- 合資会社 大進工業 (上) (下)
TEL: 867-5862
- 大和電工 株式会社 (上)
TEL: 869-4048
- 株式会社 東邦 (上) (下)
TEL: 863-1411
- 桐和空調設備 株式会社 (上) (下)
TEL: 861-1751
- 合資会社 明光電気 (上) (下)
TEL: 833-3068
- ヤシマ工業 株式会社 (上) (下)
TEL: 863-2191
- 株式会社 琉金 (上) (下)
TEL: 867-3475

【旧真和志地区】

- 石橋工業 株式会社 (上) (下)
TEL: 886-1295
- 泉水設備 株式会社 (上) (下)
TEL: 854-9282
- 株式会社 栄建 (上) (下)
TEL: 835-3296
- 株式会社 沖縄工業 (上) (下)
TEL: 853-6507
- 株式会社 カイ総合設備 (上)
TEL: 855-9044
- 有限会社 コマツ設備 (上) (下)
TEL: 832-5801
- 株式会社 大生商事 (上) (下)
TEL: 836-1116
- 南光開発 株式会社 (上) (下)
TEL: 855-7819
- 有限会社 南部開発工業 (上)
取締役 上原昇 TEL: 833-3955
- 有限会社 丸宮産業 (上) (下)
TEL: 834-8668
- 有限会社 宮城設備 (上) (下)
宮城 源一 TEL: 854-0525

【首里地区】

- 有限会社 あおい設備工業 (上) (下)
TEL: 884-1644
- 企投建設 株式会社 (上) (下)
TEL: 884-7822
- 有限会社 久工設 (上) (下)
TEL: 887-2184
- クリーンワン (上)
TEL: 886-6871
- 大成設備工業 株式会社 (上) (下)
TEL: 871-4031
- 有限会社 日向工業 (上) (下)
TEL: 886-2830

【小禄地区】

- 有限会社 沖設エンジニア (上) (下)
TEL: 996-1448
- 金田設備 (上) (下)
TEL: 857-5560
- 株式会社 鏡原組 (上) (下)
TEL: 857-2722
- 株式会社 久米設備 (上) (下)
TEL: 851-8683
- 星南建設 株式会社 (上) (下)
TEL: 859-8375

〔浦添市〕

- 有限会社 ウォーターカンパニー (上)
TEL: 877-6005
- 有限会社 南光設備 (上) (下)
(代) 運天 先光 TEL: 870-5618
- 有限会社 春水工業 (上) (下)
TEL: 876-3002

【那覇市隣接市町】



〔豊見城市〕

- 有限会社 喜納設備 (上) (下)
TEL: 856-3423
- 〔南風原町〕
- 夢電 Muden (上) (下)
TEL: 851-3927

※“上”“下”の印は水道及び下水道の指定店です。“上”の印は水道のみの指定店です。

※各地区の指定店は五十音順に掲載しております。

★上記以外にも指定店が多数あり、上下水道局HPのトップページの「給水・排水設備工事指定店一覧」からも指定店を探ることができます。

★業者により請負金額が異なる可能性がありますので、発注にあたり複数業者からお見積をもらって、業者選びの判断材料のひとつとすることをおすすめします。